

# 平成29年度長崎県衛生優良店の決定について

問 長崎県西彼保健所衛生環境課食品業務班 ☎856-0693



長崎県西彼保健所による審査会により決定されました。

【長与町分のみ抜粋】

No.	業種	屋号	営業者名
1	そうざい製造業	岩崎本舗	株式会社 岩崎食品
2	飲食店	中華飯店 ながさこ	長迫 好彦
3	飲食店	エレナ長与店	株式会社 エレナ
4	飲食店	サーレエ ペペ	羽島 里志
5	飲食店	中華 松喜	松本 和子
6	飲食店	自家製麺 讃岐絢うどん	綾部 隆則
7	飲食店	橙や	森寄 真一
8	菓子製造業	長崎文明堂製菓株式会社	長崎文明堂製菓株式会社
9	食品製品製造業	雪の浦手造りハム	岩永 みづほ
10	理容	ビジョン・ヘアー・ワークス	古井 一夫
11	理容	ヘアスタジオ的野	的野 己典
12	美容	美容室 英	樋口 歌子
13	美容	Beauty Salon hama	濱口 ミツ子
14	公衆浴場	ゆりの温泉	長崎エンタープライズ株式会社
15	公衆浴場	長崎温泉 喜道庵	有限会社 喜道庵

## 平成28～29年度 一般家庭からのもやせるゴミ排出量の比較

月	排出量 (t)					1人1日当たりの排出量 (g)		
	28年度		29年度		累計増減	28年度	29年度	月別増減
	月別	累計	月別	累計		月別	月別	
4	626	626	608	608	-18	491	477	-14
5	699	1,325	703	1,311	-14	530	534	4
6	581	1,907	624	1,935	29	455	490	35
7	594	2,501	610	2,545	45	450	464	14
8	588	3,089	625	3,170	82	446	475	29
9	568	3,657	578	3,749	92	445	455	10
10	559	4,216	622	4,370	154	423	473	50
11	566	4,782	556	4,926	144	442	437	-5
12	614	5,396	587	5,513	117	464	447	-17
1	563	5,959	592	6,105	146	425	452	27
2	487	6,446	473	6,578	132	408	400	-8
3	573	7,020	632	7,210	190	436	486	50
3月末	月別平均	累計	月別平均	累計	累計の増減	1日平均	1日平均	1日平均の増減
現在	585	7,020	601	7,210	190	451	466	15

※四捨五入による表記のため、平均・累計などと一致しない場合があります。

### みんなで分別減量化！ 活かそう資源！

- 生ごみの水切りに、ご協力をお願いします。
- 雑紙は、貴重な資源となります。もやせるゴミに入れずに、自治会の資源化物拠点回収または町内6か所の常設倉庫へ出すようお願いします。

雑紙とは  
カタログ、パンフレット、お菓子の箱、包装紙、カレンダー、ノート、本、コピー用紙などになります。汚れのついた紙類、ティシュペーパー、キッチンペーパー、写真などは、もやせるゴミに出してください。

平成29年度のごみ排出量は、平成28年度と比較して約190t、町民1人当たり1年間で約3.8kgのごみが増加している計算になります。(3.8kgはコピー用紙に換算すると約900枚に相当します)

ごみを捨てる際は、分別を確認し、リサイクルできるものは極力リサイクルするようにお願いします。

「みんなでやるばい！  
ごみの減量・再資源化！」

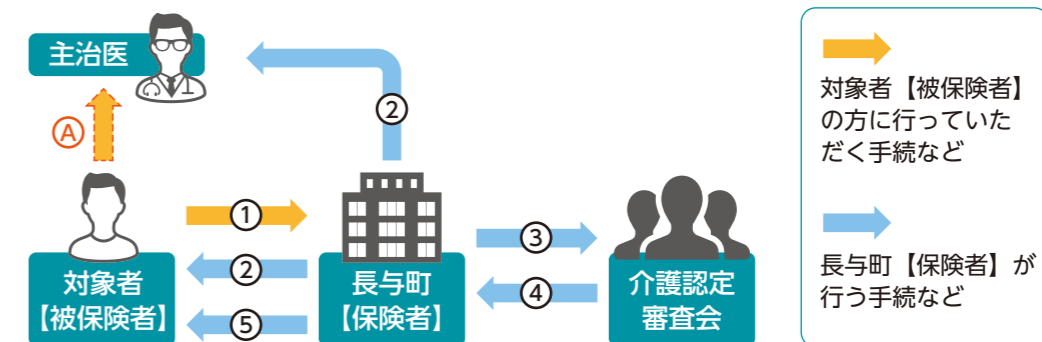


## 介護保険のしくみ

問 地域包括支援センター ☎887-3008  
介護保険課 ☎801-5823

### 介護保険サービスの申請から認定まで

介護保険のサービスを受けるためには、要介護・要支援認定を受ける必要があります。申請から認定までの流れは以下のとおりです。



#### ①要介護・要支援認定の申請

- 【対象者】 ●65歳以上の方…日常生活において介護や支援が必要な方  
●40歳以上64歳未満の方…指定の病気（特定疾病）により介護や支援が必要となった方
- 【手続き】 ●65歳以上の方は介護保険被保険者証を、40歳以上64歳未満の方は健康保険証を添えて、役場介護保険課へ申請書をご提出ください。申請書は役場介護保険課の窓口でお渡し、または町ホームページでダウンロードできます。  
●申請書には主治医の氏名を記入する欄があります。事前に氏名をご確認いただき、申請時期について、主治医などにご相談いただく必要があります。  
※介護サービスの利用が必要となったときに申請してください。

#### ②訪問調査の実施、及び主治医の意見書作成

- 認定調査員が自宅などを訪問し、本人や家族から心身の状態、日頃の様子などをうかがいます。
  - 町から主治医へ意見書の作成依頼を行います。
- ※A主治医への受診について：要介護・要支援認定の申請を行う場合は、事前に受診していただくか、申請後すぐに受診してください。

#### ③認定審査会へ審査（判定）の依頼

- 訪問調査・主治医意見書の内容を基に、医師を含んだ学識経験者の会議で介護度が決定されます。

#### ④審査（判定）結果の通知

- 介護認定審査会で決定した結果の通知があります。

#### ⑤認定結果の通知

- ④の認定結果を記載した被保険者証を町からご本人へ送付します。
- 申請から認定まで1か月程度を要します。
- その他、認定決定後のサービス利用の流れなど、ご不明な点は長与町地域包括支援センターへお問い合わせください。
- 結果が非該当となった方でも、介護保険給付対象外のサービスがご利用できる場合もありますので、長与町地域包括支援センターへご相談ください。